

平成 28 年 5 月 11 日

各位

会 社 名 ルネサス エレクトロニクス株式会社 代表者名 代表取締役社長兼 CEO 鶴丸 哲哉 (コード番号 6723 東証第一部) 問合せ先 コーポレートコミュニケーション部 部長 小林 洋一 (電話番号 03-6773-3002)

定款一部変更に関するお知らせ

ルネサス エレクトロニクス株式会社(代表取締役社長兼CEO:鶴丸 哲哉、以下、当社)は、平成28年4月27日付で公表しました「決算期(事業年度の末日)の変更に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、平成28年6月28日に開催予定の第14期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期の変更を行うこととしていました。

本日開催の取締役会において、平成28年4月27日付公表時点で未確定となっていました「定款変更の内容」について決議しましたのでお知らせいたします。

なお、併せて定時株主総会の招集の決議をしており、これら定款変更に関する議案は、平成28年6月28日開催予定の第14期定時株主総会において付議する予定です。

記

1. 変更の理由

当社は、その事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしていますが、今後当社グループがより一層グローバルな事業展開を推進していくことを踏まえ、国際的な同業他社と会計期間を一致させることにより、業績比較の利便性を向上させることを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することとしました。これに伴い、現行定款第14条(定時株主総会の基準日)、第34条(事業年度)、第35条(期末配当)および第36条(中間配当)に所要の変更を行うものです。

また、事業年度の変更に伴い、第 15 期事業年度は、平成 28 年4月1日から同年 12 月 31 日までの9ヶ月間となります。そのため、同事業年度に関する経過措置として、附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

第14期定時株主総会開催日:平成28年6月28日

(下線部分は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条~第13条(省略)	第1条~第13条(現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基 準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
第15条~第33条(省略)	第15条〜第33条(現行どおり)
(事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第34条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12</u> 月31日までの1年とする。
(期末配当) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	(期末配当) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
(中間配当) 第36条 当会社は、毎年 <u>9</u> 月30日を基準日とし て、取締役会の決議により、会社法第454 条第5項の規定による中間配当を行う ことができる。	(中間配当) 第36条 当会社は、毎年 <u>6</u> 月30日を基準日とし て、取締役会の決議により、会社法第454 条第5項の規定による中間配当を行う ことができる。
第37条(省略)	第37条(現行どおり)
<新 設>	<u>附 則</u>
	(第15期事業年度) 第1条 第34条の規定にかかわらず、第15期事 業年度は、平成28年4月1日から同年12 月31日までの9ヶ月間とする。
	(第15期事業年度の中間配当)第2条 第36条の規定にかかわらず、第15期事業年度の中間配当の基準日は、平成28年9月30日とする。
	(附則の有効期間) 第3条 本附則は、第15期事業年度終了後、こ れを削る。